

令和6年度 里づくりの拠点施設等整備支援事業 募集案内

1 目的

神戸農政公社では、北区・西区の農村地域において、「神戸 里山暮らし」を推進し、移住・定住・起業につなげる支援事業を実施しています。

このたび、空き家や古民家の利活用に係る経費の一部を助成する「里づくりの拠点施設等整備支援事業の事業者募集を行います。

これらの助成事業を活用し、これまでに35件の事業者が、古民家を都市住民との交流を実施する農村地域の拠点となる施設や、農家レストランやカフェ、シェアオフィスといった定住・起業施設の施設整備を行っています。

2 概要

●募集期間 令和6年4月19日（金）から 5月19日（日）まで

●補助メニュー

(1)交流施設型

(2)定住・起業型

①定住型

②居住起業型

③移住を伴わない起業型

(3)農泊・お試し移住型

①住宅宿泊事業法型

②旅館業法型

③お試し移住特化型（定期借家制度）

(4)シェアハウス・シェアオフィス型

①シェアハウス型

②シェアオフィス型

③エリア連携型

各補助メニューの補助率や対象者等の詳細は下記ホームページに掲載している要綱をご確認ください。

●応募方法 下記ホームページより申請書類をダウンロードしEメールで提出

書類提出先 一般財団法人神戸農政公社 里山農村地域振興本部

Eメール：satoyama@kobewine.co.jp

●ホームページ

支援事業の詳細や、要綱・要領および申請様式は下記ホームページをご覧ください。

<https://kobenoseikosha.jp/sato/recl.html>

3 応募から補助金交付までのスケジュール

●募集開始	令和6年4月19日（金曜日）
●応募期限	令和6年5月19日（日曜日）
●事業採択の通知	令和6年6月下旬（予定）
●交付申請の受付	事業採択の通知～令和6年7月31日（水）
●交付決定	交付申請書の受付後、概ね2週間程度で交付決定
●事業着手	交付決定後に事業に着手
●事業完了	令和7年3月31日（月）までに工事、支払いを完了
●実績報告	事業完了後20日を経過する日または令和7年3月31日（月）のいずれか早い日までに提出
●補助金額の確定	実績報告の提出後
●補助金の請求	補助金額の確定後
●補助金の交付	補助金の請求後

4 補助事業の対象となる経費

要綱第5条に定める補助事業の対象となる経費は、空家等の機能回復及び設備改善等のための工事に要する費用とし、要綱第3条(2)アの定住型については、専用住宅の建築に係る経費も対象とします。

また、要綱第3条(1)の交流施設型、(2)イの居住起業型、(3)農泊・お試し移住型、(4)シェアハウス・シェアオフィス型にあっては造作家具の製作及び設置費用を含むものとします。ただし、次の各号に該当するものは除くものとします。

- (1) 下水道又は浄化槽に係る申請手続き及び検査費用
- (2) 下水道又は浄化槽に係る工事で、公共樹又は放流樹から建物側の配管に係る工事以外の工事費用
- (3) 設備機器又は天井と一体型のもの以外の照明器具
- (4) ビルトイン式以外の設備機器
- (5) 外構工事等、建物本体以外の工事費用（ただし、要綱第3条(3)の農泊・お試し移住型における農業体験等に必要な整備等を建物工事と合わせて実施する場合はこの限りではない）

2 要綱第5条に定める補助事業の対象となる設備機器類は、次に該当するもののうち単価10万円以上（税抜）、耐用年数5年以上のものとします。また、補助対象となる設備機器類の事業費は全体事業費の10%を上限とします。

- (1) 地域住民や入居者が利用できる農業機械、食品加工設備、木材加工設備など。
- (2) 施設の運営に必要と認められる来客用カウンター、ミーティング用テーブルなどの什器類。
- (3) その他新規就農や起業の推進に必要と認められる専用機械設備類。

3 要綱第5条に定める補助事業の対象となる詳細設計費は、建物工事費の10%を上限とします。

次に掲げるいずれかに該当するものは、補助事業の対象となりません。

- (1) 要綱第3条(2)アの定住型について、洗浄便座又は食器洗い洗浄機の新設又は取替工事等、機能向上のみの改修工事であるもの
- (2) 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域内にあるもの
- (3) 都市計画法（昭和四十三年六月十五日法律第二百号）、建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号）及び農地法（昭和二十七年七月十五日法律第二百二十九号）等の法的規制に適合していないもの
- (4) 農泊・お試し移住型において、ウのお試し移住特化型の入居者の条件は1年未満となっていないもの（定期借家契約書で確認を行う）。

5 応募/質問

(1) 応募

●受付期間 令和6年4月19日（金）～ 5月19日（日）

●提出書類

- ・事業計画承認申請書（様式第1号）
- ・事業計画書
- ・見積書（1者）
- ・建物図面等（付近見取図、配置図、平面図、立面図、その他工事内容が確認できる図書）
- ・土地と建物の登記事項証明書、事業者以外の当該土地及び建物に権利（抵当権を除く）を有するものの同意書
- ・個人や任意団体等の場合は、免許証や保険証の写し等本人確認や代表者確認ができるもの。（マイナンバーの記載があるものを除く）。任意団体の場合は、定款または規約、会則等。また、法人の場合は、事業者登録証・登記簿・担当者の社員証の写し等、法人確認ができるもの。
- ・その他理事長が必要と認める書類

●提出先 一般財団法人神戸農政公社 里山農村地域振興本部

Eメール：satoyama@kobewine.co.jp

●提出方法

ホームページより申請書類をダウンロードしEメールで提出してください。

(2) 質問

●受付期間 令和6年4月19日（金）～ 4月30日（火）

●提出書類 質問書（様式自由）

●提出先

一般財団法人神戸農政公社 里山農村地域振興本部

●提出方法

satoyama@kobewine.co.jp宛にEメールで提出してください。

※質問受付後、順次回答します。

6 事業採択

定住・起業型については、事業要件を満たしているか確認し、事業採択の可否を決定します。交流施設型、農泊・お試し移住型、シェアハウス・シェアオフィス型については、審査基準に基づき公正に審査を行い、事業採択の可否を決定します。

※予算を超える採択があった場合、予算の範囲内で減額して補助を実施します。

●審査基準

項目	内容【評価点：5点～1点】	係数	満点
関係人口増加への寄与	事業計画が農村集落への関係人口増加に寄与する内容か	4	20点
貢献度	特定の個人や団体だけでなく、社会や農村集落の地域住民等の福祉や利便の増進に貢献することができるか	3	15点
継続性	事業計画の内容は現実的なもので、長期の継続が期待できるものか	2	10点
再生の必要性	当該空き家を再生することが有益であり、空き家の安全性の確保に積極的に取り組んでいるか	3	15点
デザイン性	当該空き家が持つ魅力や欠点を踏まえたうえで、農村地域の風景に溶け込むよう意匠に配慮した、より魅力ある建築物に再生されることが期待できるか	4	20点
波及効果	外観からも空き家活用の魅力や可能性を感じさせ、ひいては空き家活用の機運を高める一助となり得るものか	4	20点

●事業採択・非採択の通知

令和6年6月下旬（予定）に、応募者全員にEメールで通知します。

7 交付申請

●受付期間 事業計画承認通知～令和6年7月31日（月）

●提出書類

- ・補助金交付申請書(様式第4号)
- ・他法令の許認可等が必要な場合、その内容が分かる書類
- ・3者以上の見積書及びその結果
- ・その他理事長が必要と認める書類

※実績報告時には、外観および改修工事を行った箇所（建物内外）の改修前と改修後の

写真が必要となります。交付申請の時点で、現況写真を十分に撮っておいてください。
また、完成後は隠蔽されてしまう部分の工事中の写真も撮っておいてください。

8 交付決定

交付申請書の受付後、概ね2週間程度で交付を決定し、補助金交付決定通知書をEメールでお送りします。

※交付決定前に着手している事業については対象となりません。

9 実績報告

事業完了後、20日を経過する日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、下記書類を提出してください。

●提出書類

- ・補助事業等実績報告書(様式第11号)
- ・事業の実施状況がわかる書類
- ・写真（完了前・完了後の比較ができるもの）

※写真は元データを提出するのではなく、改修前後の比較が出来るようにワードやパワーポイント等で整理したうえでご提出ください。

※令和7年3月31日以降に支出したものについては対象となりませんのでご注意ください。

10 補助金の請求/交付

実績報告提出後、補助金額確定通知を通知された後、補助金請求書（様式第13号）を理事長が定める期日までに提出してください。

※お支払いは 請求後、約1か月後以降にお支払いします。お急ぎの場合はご相談ください。